

日南市商流開発チャレンジアシスト補助金交付要綱

令和 5 年 4 月 1 日 告示第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市の産業の振興及び発展を図るため、地域資源を活かした商品開発や、新たな市場における販路拡大に挑戦しようとする者に対して、予算の範囲内で事業に必要な経費について補助金を交付するものとし、その交付等については、日南市補助金等交付規則(平成 21 年日南市規則第 51 号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という）は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に事業所及び事務所を有する中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条に規定する中小企業者
- (2) 市内に住所及び事業所又は事務所を有する個人事業者
- (3) その他市長が適当と認める者

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助金の交付対象としない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 暴力団等（日南市暴力団排除条例（平成 23 年日南市条例第 29 号）第 2 条第 1 号に掲げる暴力団、同条第 2 号に掲げる暴力団員又は同条第 3 号に掲げる暴力団関係者に該当するものをいう。以下同じ。）に該当する者。
- (3) この要綱に基づく補助金等の交付を国、県等から受けている者

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号のいずれかの事業とする。

- (1) 商品開発事業 新たな特産品・加工品の商品化又は既存商品の改良に係る研究・開発事業
- (2) 販路拡大事業 首都圏等（海外を含む）で開催される商談を伴う展示会等の出展事業及び市場調査や E C サイト構築等の新規販路開拓事業

(補助対象経費等)

第 4 条 補助金交付の対象となる経費、補助上限額、補助率は、別表に定める経費とする。

2 前項の規定による経費に係る補助対象期間は、第7条の規定による交付決定のあった日の属する会計年度における4月1日から翌年の3月31日までとする。

(補助要件)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ市職員等と面談を行い、第1条で示す市の産業の振興及び発展を図るものか否かの確認を受けなければならない。

(補助金の交付申請)

第6条 前条に定める面談の結果により、補助要件を満たす者と認められた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、日南市商流開発チャレンジアシスト補助金交付申請書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別記様式第2号)
- (2) 収支予算書(別記様式第3号)
- (3) 法人の登記事項証明書の写し(申請者が法人の場合)
- (4) 開業届の写し又は住民票の写し(申請者が個人の場合)
- (5) 補助対象経費に係る見積書の写し又は内容が分かるもの
- (6) 市税に未納がないことを証明する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を決定したときは、日南市商流開発チャレンジアシスト補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式第4号)により当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は前項の規定による交付決定にあたり、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(変更申請等)

第8条 補助事業者は、申請書に記載した事業又は経費の内容を変更、中止又は廃止とするときは、軽微な変更を除き、日南市商流開発チャレンジアシスト補助金変更(中止・廃止)交付申請書(別記様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 変更後の事業計画書
- (2) 変更後の収支予算書
- (3) 変更後の補助対象経費に係る見積書の写し又は内容が分かるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による軽微な変更とは、補助金の交付対象となる事業の目的を損なわない変更で、かつ、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 計画の細部の変更のみであって、経費の費目及び額の変更を伴わないもの
- (2) 各費目における変更前の額と変更後の額の差額の合計が、変更前の全体の経費の額の 20 パーセント以内の減額であるもの
- (3) 補助事業の実施に要する経費が変更となるが、交付決定された補助金の額が、既に当該対象経費に対応する限度額に達しているものであり、かつ、変更後の補助対象事業の実施に要する経費を基に算出した補助金の額の変更を伴わないもの。

3 市長は、第 1 項の規定により、変更、中止又は廃止を承認するときは、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、また新たな条件を付しその内容を、補助事業者の日南市商流開発チャレンジアシスト変更（中止・廃止）交付決定通知書（別記様式第 6 号）により通知するものとする。

（状況の報告）

第 9 条 市長は、必要に応じ補助事業者に対して補助事業に関する報告若しくは関係書類の提出を求め、又は本市職員をして関係書類について検査させ、その必要な指示をすることができるものとする。

（実績報告）

第 10 条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは速やかに日南市商流開発チャレンジアシスト補助金事業実績報告書（別記様式第 7 号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（別記様式第 8 号）
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業の支出関係を証明する書類の写し
- (4) 補助事業の実施状況の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第 11 条 市長は、前条の規定により報告書が提出された場合において、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件を審査した結果適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して補助事業者の日南市商流開発チャレンジアシスト補助金交付確定通知書（別記様式第 9 号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第 12 条 市長は、前条の額の確定を行った後、補助事業者から提出される日南市商流開発チャレンジアシスト補助金請求書（別記様式第 10 号）により補助金を交付する。

（交付決定の取消し）

第 13 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） この要綱の規定に違反したとき。
- （2） 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- （3） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の取消しの決定を行ったときには、その旨を日南市商流開発チャレンジアシスト補助金補助金交付決定取消通知書（別記様式第 11 号）により補助事業者により通知するものとする。

（補助金の返還）

第 14 条 補助事業者は、市長が前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、交付した補助金の全部又は一部を返還させることとしたときは、これに応じなければならない。

（財産処分の制限）

第 15 条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は処分をしてはならない。

（関係書類の保管）

第 16 条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支を明確にした帳簿及び証拠書類等を整備し、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

2 市長は、前項に規定する期間内において、必要に応じ関係書類の提出を求めることができる。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和７年４月１日告示）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第4条関係）

項 目	対象経費		補助率	補助額 の上限
	区分	内容（支出例）		
商 品 開 発 型	報償費	講師等への謝金	1／2 以内	100万円
	旅費	講師等の招へい旅費、研修及び調査活動に要する旅費		
	消耗品費	消耗器材品費、単価1万円未満の物品費		
	印刷製本費	チラシ、パンフレット、包装紙等の印刷費		
	通信運搬費	郵送料、宅配料		
	手数料	品質検査手数料、栄養成分の分析等手数料		
	委託料	デザイン委託料、マーケティング等の外部委託料		
	使用料及び賃借料	会場使用料、機材レンタル料		
	原材料費	試作品等に係る材料費		
	備品購入費	機械装置等の備品購入費		
	負担金	研修会等の参加負担金		
販 路 拡 大 型	報償費	展示会等に係る人件費	2／3 以内	
	旅費	展示会出展等に要する旅費		
	消耗品費	消耗器材品費、単価1万円以下の物品費		
	印刷製本費	チラシ、パンフレット、包装紙等の印刷費		
	通信運搬費	郵送料、宅配料		
	手数料	展示会等での通訳又は資料等の翻訳料、運送保険料		
	委託料	E C サイト作成、市場調査等の外部委託		
	使用料及び賃借料	展示会等の会場利用料、什器リース料		
	負担金	展示会及び研修会等の参加負担金		

※備品購入費については、事業費の30%を限度額とする。

制定理由

地域資源を活かした商品開発や、新たな市場における販路拡大への挑戦に対し、市が支援することにより、市の産業の振興及び発展はもとより、市内事業者のマインド醸成を図るため。